

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（長鎖 PFCA）とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質に係る措置（案）

令和 7 年 10 月 3 日
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 概要

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）の附属書 A（廃絶）に追加することが決定された「チオりん酸 O・O-ジエチル-0-（3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル）（別名クロルピリホス）」、「中鎖塩素化パラフィン（（1）（炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物）、（2）（以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)）又は（1）かつ（2）を満たす物質）」、「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。）（別名長鎖 PFCA）又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸（炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）」について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質に指定し、所要の措置を講じる。

なお、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める物質については、令和 8 年以降に審議予定。

2. 背景

ストックホルム条約では、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質を対象に、人の健康の保護及び環境の保全を図るため、各国が国際的に協調して、当該物質の製造、使用を原則的に禁止する等の措置を講じることとしている。令和 7 年 4 月から 5 月に開催されたストックホルム条約第 12 回締約国会議（COP12）において、新たにクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質を同条約の附属書 A（廃絶）に追加することが決定された。

この決定を踏まえ、厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会において審議を行ったところ、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質を化審法の第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を制限する等、必要な措置を講じることが適当であるとの結論が得られたことから、以下の 3. の措置を講じる。

3. 措置の内容

令和 8 年以降から、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質について、その製造、輸入を原則禁止する【(1) 関係】。クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質を使用する製品の輸入を禁止する【(2) 関係】。認められた用途（エッセンシャルユース）以外でクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質の使用を禁止する【(3) 関係】。また、長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質が使用された一部の製品について取扱いに係る技術基準を設定する【(4) 関係】。

(1) 第一種特定化学物質の指定

「チオリン酸〇・〇ージエチル―〇―(3, 5, 6―トリクロロ―2―ピリジル) (別名クロルピリホス)」、「中鎖塩素化パラフィン ((1) (炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物)、(2) (以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)) 又は (1) かつ (2) を満たす物質)」、「ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。) (別名長鎖 PFCA) 又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質 (フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基 (炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)」を第一種特定化学物質に指定し、これらの化学物質の製造、輸入にあたっては許可を必要とする。(原則禁止)

(2) 政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止 次の製品で当該化学物質が使用されているものの輸入を禁止する。

化学物質	輸入を禁止する製品
チオリン酸〇・〇ージエチル―〇―(3, 5, 6―トリクロロ―2―ピリジル) (別名クロルピリホ	・ 木材用の防虫剤

ス)	
<p>中鎖塩素化パラフィン ((1) (炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物)、</p> <p>(2) (以下の分子式を有する炭素数が14から17までの直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、$C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、$C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、$C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$) 又は (1) かつ (2) を満たす物質)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹脂用の可塑剤 ・ 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 ・ 潤滑油、切削油及び作動油 ・ 塗料 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ はつ水剤及び繊維保護剤
<p>「ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が9以上21以下のものに限る。) (別名長鎖PFC A) 又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質 (フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基 (炭素数が8以上20以下のものに限る。) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸 (炭素数が9以上21以下のものに限る。) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務用写真フィルム ・ 潤滑油 ・ 塗料 ・ はつ水剤及びはつ油剤 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ ワックス ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

※ 製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

(3) 政令で指定された用途 (エッセンシャルユース) 以外の使用の禁止

「チオリン酸O・O-ジエチルーO-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)」、「中鎖塩素化パラフィン ((1) (炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物)、(2) (以下の分子式を有する炭素数が14から17

までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$) 又は (1) かつ (2) を満たす物質)、 「ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。)(別名長鎖 P F C A) 又はこれらの塩」 及び 「ペルフルオロアルカン酸関連物質 (フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基 (炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。)) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。)) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの) 」については、政令で指定された用途 (エッセンシャルユース) を設けることなく、使用を禁止する。

(4) 取扱い等に係る技術上の基準の設定

第一種特定化学物質を使用した次の製品を取り扱う場合に、別途定める取扱い上の技術基準に従う。

化学物質	技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
「ペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。)(別名長鎖 P F C A) 又はこれらの塩」 及び 「ペルフルオロアルカン酸関連物質 (フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基 (炭素数が 8 以上 20 以下のものに限る。)) を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸 (炭素数が 9 以上 21 以下のものに限る。)) を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

【参考条文】

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和 48 年法律第 117 号) (抄)

(製造の許可)

第十七条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の所在地
 - 三 第一種特定化学物質の名称
 - 四 製造設備の構造及び能力
- 3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に通知するものとする。

(輸入の許可)

第二十二条 第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 第一種特定化学物質の名称
 - 三 輸入数量
- 3 第十七条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。

(製品の輸入の制限)

- 第二十四条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）を輸入してはならない。
- 2 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

(使用の制限)

- 第二十五条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。
- 一 当該用途について他の物による代替が困難であること。
 - 二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

(基準適合義務)

第二十八条 許可製造業者は、その製造設備を第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。）は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。